

# 不動産ビジネス専門家協会 PROFESSIONAL通信

第87回

## 民事信託と任意後見の協働

近年の動向

長年、任意後見制度に関する全国的な実態調査は実施されてこなかったが、成年後見制度利用促進専門家会議第4回中間検証WG（令和元年12月26日）における法務省民事局の実態調査（以下、「法務省調査」という）によれば、令和元年7月29日時点の任意後見契約の累計登記件数は12万962件、同契約締結時の本人の平均年齢は80歳であった。また、閉鎖登記を除く登記件数10万504件のうち、任意後見監督人選任の登記がなされているのは3510件、全体の約3%に過ぎなかった。このことから、任意後見契約は徐々に浸透してきてはいるものの、実際は、本人が相当高齢になり何等かの支援を要する年代になり、漸く締結されていること、実際に本人が事理弁識能力を欠く状態になっても適時に任意後見監督人が選任されず、大部分の任意後見人が裁判所の監督なしでそのまま事務を継続していることが読み取れる。

見契約を締結しようとする事例を考えてみたい。仮に、AがCと任意後見契約を締結しておかなかつた場合、どのような事態が生じるであろうか。

AB間の民事信託契約締結後、委託者兼受益者Aが重度の認知症等を発症すると、Aのために法定後見人が付される。特に、Aとは無関係の第三者である専門職後見人甲が選任された場合、甲はAの法定代理人として受託者Bと対立し、Aの希望に沿った受託業務の遂行（例えば、余剰資金を活用して投資用不動産を購入すること）を否定する可能性が出てくる。これに対し、Aの事理弁識能力が十分備わっているうちは、Aが自ら信頼するCを任意後見人として任意後見契約を締結しておけば、Aが事理弁識能力を欠く状況に至った後、受託者Bと任意後見人Cの間で意思疎通や方針決定に齟齬が生じにくく、両者が協力してA本人のために取締役の退任事由となるので、役員報酬を受領できなくなってしまう。しかし、任意後見契約の場合、これが発動したとしても、法律上は取締役の退任事由とはならないので、引き続き役員報酬を受領できることになる（もったいないので会社から退任を求められる可能性は高い）。

更に、法定後見人と受託者のコンフリクト（利益相反）が問題になる可能性があったとしても、任意後見であれば、任意後見契約の内容を工夫することでこの問題を回避することが可能である。このように、民事信託と共に任意後見契約を締結しておくことは、受託者と任意後見人の協働を促し、委託者本人の意向を最大限尊重したきめ細かな支援サービスを可能にするのである。

また、代理権目録の記載が任意後見人の業務にとって支障ありとなれば、法定後見を申し立てられるリスクもある。任意後見契約の代理権目録の記載は、本人の判断能力が低下した後では変更が困難であるから、民事信託と任意後見を併用する場合、信託目録のみならず、任意後見契約の代理権目録についても慎重に作成する必要がある。例えば、民事信託は信託財産の管理、任意後見は身上監護というように大まかな役割分担をしたうえで、お互いの業務を阻害することのないよう権限そのものの範囲や、監督権限の有無ないし範囲を丁寧に調整することが肝要である。

### 民事信託と成年後見制度併用のメリット

民事信託は、物の保全管理を中心とした個別の制度であるのに対し、任意後見制度は人の身上監護を中心とした包括的の制度であるから、その機能や範囲は異なる。

委託者兼受益者Aが受託者Bとの間で民事信託契約を締結し、新たにCとの間で任意後見の開始は

### 今月の筆者

#### ●プロフィール

東京大学法学部私法コース

卒業

東京大学大学院法学政治学

研究科法曹養成専攻 修了

日弁連中小企業法律支援センター

創業事業承継PT

副座長



今井関口法律事務所  
パートナー弁護士  
高砂 美貴子

### コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会

東京都千代田区神田東松下町28番地

小林ビル101 (☎03-3527-1876)

<http://www.fudosan-pro.biz/>